

入 居 者 利 用 料 徴 収 額 表

社会福祉法人 桐生療育双葉会

ケアハウス ふたば

令和8年8月 1 日より適用

		入 居 者 か ら の 利 用 料 徴 収 額 (月 額)			
対象収入による階層区分		サービスの提供 に要する費用	生 活 費	管 理 費	計
1	1, 500, 000円以下	10, 000円	51, 804円	4, 747円	66, 551円
2	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 000円	51, 804円	4, 747円	69, 551円
3	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 000円	51, 804円	4, 747円	72, 551円
4	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 000円	51, 804円	4, 747円	75, 551円
5	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 000円	51, 804円	4, 747円	78, 551円
6	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 000円	51, 804円	4, 747円	81, 551円
7	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 000円	51, 804円	4, 747円	86, 551円
8	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 000円	51, 804円	4, 747円	91, 551円
9	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 000円	51, 804円	4, 747円	96, 551円
10	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 000円	51, 804円	4, 747円	101, 551円
11	2, 400, 001円～2, 500, 000円	50, 000円	51, 804円	4, 747円	106, 551円
12	2, 500, 001円～2, 600, 000円	57, 000円	51, 804円	4, 747円	113, 551円
13	2, 600, 001円～2, 700, 000円	64, 000円	51, 804円	4, 747円	120, 551円
14	2, 700, 001円以上	70, 992円	51, 804円	4, 747円	127, 543円

＊「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

＊夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てとする。

＊入居者からのサービスの提供に要する費用の徴収額の70,992円との差額は、県の助成金で充当されます。

＊生活費については、1 1 月から 3 月までの間地区別冬期加算額として別途2,710円が加算されます。

＊上記利用料は県の基準により改正されることがありますので、予めご了承ください。

＊自室で使われる電話代、電気料、水道料等は、自己負担となります。

＊その他、特別なサービスに要する費用は別途徴収させていただきます。